

&lt;Focus&gt;

# ASEAN諸国における最低賃金の動向

## ——JILAF国際シンポジウムから



ASEAN諸国では、格差拡大や最低限の生活保障がなされていないなどの問題が山積している。すべての国民が人間らしい最低限の生活をおくれるようにするための対策として、法定最低賃金の引き上げや確実な遵守が挙げられる。

インドネシアでは各地の最低賃金が前年比一〇%から七〇%程度の上昇で行われている。労組が高い水準の賃金を求めてデモを行っており、ときには全国規模のストに発展している。タイでは二〇一二年の四月にバンコクで最低賃金が従来の二一五バーツから三〇〇バーツに引き上げられ、他の地域でも四〇%程度の引き上げが行われた。二〇一三年の一月一日から全国一律で三〇〇バーツが適用されることにな

図表：各国の最低賃金水準

インドネシア（ジャカルタ首都圏）	220万ルピア	月額	19316円
タイ（バンコク）	300バーツ	日額	831円
フィリピン（マニラ首都圏）	382ペソ	日額	787円
マレーシア（半島部）	900リンギット	月額	24906円
ベトナム（ホーチミン市各地区）	200万ドン	月額	8140円

注1：2013年1月現在（予定）

注2：月額と日額が混在している。

注3：円価について、タイ及びフィリピンの換算レートはみずほ銀行ホームページ2012年12月3日現在のT T Mレートをを用いた。その他の通貨については公式のレートはないため各種レートを参照し参考として記載した。

る。マレーシアでは長らく最賃制度の導入が見送られてきたが、二〇一三年の一月一日に適用されることになった。このほど国際労働財団（JILAF）がASEANの五カ国から労働組合関係者を招聘し、各国の最低賃金の動向を報告するシンポジウムを一月二八日に開催した（写真）。対象となった五カ国のうち四カ国についての報告を紹介する。

### インドネシア

インドネシア労働組合総連合会（CIU）

金属労働者連盟副委員長

オーリア・ハフィズ・オスマン

#### 背景―経済危機後の後遺症

インドネシアの法律では「最低賃金は生産性や経済成長を考慮しながら、適正な生活水準を維持するのに必要な賃金であるべき」と規定されている（1）。また、適正な生活水準費とは「自身の労働者が一カ月間、人間らしい生活をするのに必要な費用」と定義がされている（2）。しかし、インドネシアのほとんどの労働者は、自分が人間らしい生活を維持できているとは実感していない。

なぜ人間らしい生活を実感できないのか。まず、一九九八年に経験した経済危機の後遺症が二〇〇二年ごろまで残っていたことが挙げられる。ルピアの価値が急激に下落し物価が急騰したにもかかわらず、賃金は従来のままだった。また、政府は賃金抑制政策をとっている上に、外国からの投資を積極的に誘致しようと非常に低い水準に最低賃金を抑える外国投資優遇政策を実施している。最低賃金は実際に必要な生活費を下回る水準で設定されてきており二〇一〇年まで同じ状況にあった。二〇一一年および二〇一二年には、ジャカルタやベカシ地区においていわゆる「リビングウェイジ水準」の最低賃金が導入された。しかし、他のほとんどの地域では最低賃金はいまだに必要な最低限の生活費を下回る状況にある。

## 最賃をめぐる課題—人間らしい生活のための基準づくり

インドネシアでは、州、地区、そして市のレベルで賃金委員会が設けられている。その地域ごとに三者構成の物価調査委員会があり適正生活需要<sup>③</sup>及びリビングウェイジを算出する。結果は州知事に報告され最低賃金の決定の参考基準となる。最終的には企業の生産性、経済成長、グローバル市場、労働市場などが考慮されて最賃を決定することになる。

最賃によって人間らしく生活ができるように制度を改善するため、労働組合は政府に対して、①適正生活需要を決定するための物価調査品目を現行の六〇品目から、八六〜一二の間に變更すること、②最低賃金を人間らしい生活を営むに必要な費用に見合うものに引き上げること、③産業別の最低賃金を一般最低賃金より一〇%以上に設定することを要求している。国レベルでは労働大臣との交渉を行い、州や地区のレベルでは賃金決定委員会との話し合いの場を持っている。話し合いによって一定の成果が得られなければ、デモや抗議活動、あるいは全国ストライキなどの手段をとっている。労働組合は二〇一二年に入ってから最低賃金をめぐるデモやストを七月、一〇月、十一月の三回行った。一〇月三日のストは全国規模へと発展した。

## タイ

タイ電子・電気機器・自動車・金属労働組合総連合会（TEAM）安全部長  
トライラット・ジュージャルーン

## 最賃の背景

タイの社会は格差が大きくなっており、貧困層は約一千万人と言われ全人口の一五%に相当する。最富裕層（収入の上位一〇%）が収益の三八・四%を占めているのに対して、下位二〇%最貧困層は収益の一・六九%しか得ていない。最富裕層と最貧困層の間には二・二倍の収入格差があることになる。

## 最賃決定の四要素と適切性の判断基準

タイにおける最低賃金は次の四つのプロセスによって決定される。①政労使の三者構成による委員会、②労使による協議を経て締結される労働協約、③政府の政策による決定、④マーケット・メカニズム。また、最賃の適切性を判断する指標は次の三つである。①個人消費費Ⅱ必要経費である食費、飲料代、家賃、公共費、社会保険外の医療費、薬代、交通費など、②ゆとりある個人消費費Ⅱ個人消費に加えて、住居のローン支払い、宗教に関連する寄付（仏教の祭事のお布施など）、娯楽休養費、③労働生産性である。

あるデータによると、国全体の最低賃金は、常に「②ゆとりある個人消費」に比べて下回っている。二〇〇八年頃から最低賃金が「①個人消費」の額すら下回っている状況にある。この傾向はその後も変化がなく、二〇一〇年の時点で労働者の賃金は生活できる水準を下回っているのが現状である。

## 必要生活費に関する調査結果

八つの県において労組が必要生活費に関する調査を行った。その結果によれば、基本的な生活のために必要な費

用は、単身の場合、月額で四六二バーツ、月額一万三八九バーツ、家族では月額七四〇バーツ、月額二万二〇七バーツであるという数値が判明した。最低賃金は二〇一三年一月一日に全国一律で月額三〇〇バーツになるが、この水準がいかに低いかがこの調査結果からわかる。

## 経済への影響—中小零細企業での解雇など

最低賃金が全国一律で三〇〇バーツに引き上げられることによって、いくつかの影響が懸念されている。まず①中小企業を中心とする従業員の解雇の可能性である。また、②タイ製品の国際的な競争力の低下、③外国資本の投資が他国へ離れていってしまうこと、④インフレ率の上昇なども考えられる。

それらの問題の解決策として、労組が提案したいのは、①中小企業の従業員解雇に対しては、政府が資金援助の基金を設立すること。②については生産技術を重視して、継続的に労働者の技術向上を図っていくこと、などである。

タイのインフレ率上昇というのは、最低賃金に原因があるわけではない。反対に最低賃金を上げることによって、労働者が高いインフレ状況の中で生活することを助けることになると考えている。労使は対立する間ではなくて、お互いに協力して生産を上げていくべきだと考える。

## フイリピン

フイリピン労働組合会議（TUCP）  
副会長  
ミラグロス・オガリнда

## 生活に必要な賃金の大きな格差

マニラ首都圏の賃金に関する二〇〇八年のデータをとってみて、国民生活の実情を見てみると、生活に必要な賃金としてのリビングウェイジは月額九一七ペソであるのに対し、平均日給額が四〇三・七ペソと格差が生じている。法定最低賃金は更に下回り、三八二ペソに設定されている。このリビングウェイジと平均賃金との差は入手可能な二〇一〇年以降のデータで見ると、一貫して拡大している。マニラ首都圏はフイリピン国内では最低賃金の上昇率が一番大きかったにもかかわらず、やはり必要な生活費との格差は大きいままである。この格差を縮小するために、労働組合は組合員数の拡大の活動とともに労働者の啓発活動を行っている。社会保護や賃金の引き上げを求めて政府に対してロビー活動を行っている。

## 最賃水準の決定の問題点

フイリピンにおける最低賃金は、法によって次の四つのグループ及び一つの基準に基づいて決定される<sup>④</sup>。四つのグループというのは、①労働者と家族のニーズ、②使用者と産業の支払い能力、③比較可能な賃金、④国の経済の発展である。また、一つの基準が四のグループに分類されており、①労働者と家族のニーズには「リビング

ウェイジ」消費者物価指数「生活費の変化」労働者・家族ニーズ「生活水準の向上」が分類される基準である。②には「使用者による支払い能力」「生産性」③には「一般的な賃金水準」、④には「各種産業への投資の必要性」雇用創出や家計所得への影響「経済・社会的発展の要請」という基準が設定されている。こうした基準に即して決定される最賃の水準だが、まだ満足いく水準にはなっていない。

最低賃金を決定する機関は、全国レベルの国家賃金生産性委員会（NWPC）と地方レベルの地域三者賃金生産性委員会（RTWPBs）である。この国家賃金生産性委員会というのは、政府に対して勧告を行い、賃金に対するガイドラインなどを設定する諮問協議機関である。この委員会は、地域三者賃金生産性委員会が決定する賃金が適正かどうか判断する。地域レベルでは地域の三者委員会が当該の地域での適切な賃金水準のガイドラインを設定している。ただ強調すべきことは、委員会はいづれも提言や勧告をするだけであり、法的な拘束力がないということである。つまり、政府は委員会の提言を踏まえながら、いくらかでも調整して最終的には独自の判断で最低賃金を決定することができるのである。

### 最賃制度の課題―低い遵守率

労組の行った調査によると、最低賃金の遵守率は二〇一二年の第一四半期現在で七七％である。加えて、最低賃金は生活に必要な費用の五〇％程度の水準であると考えている。地域によって異なるものの、いずれにしても実際

に必要な生活費の半分程度である。さらに零細企業などは最賃が適用されていないという問題がある。平均的なフィリピンの家族である六人家族を養っていくのには、最賃では十分ではない。物価の上昇率に最賃の上昇が追いついていないことも問題である。最賃の見直しは長期間行われないう問題もある。労組としては、定期的な改定が必要であり、インフレが生じた際には賃金も調節されなければならぬと考えている。

## マレーシア

### マレーシア労働組合会議（MTUC）

#### 労使関係委員会書記

ゲンティンマレーシア労働組合組合長  
アルフレッド・イルティアラジヨ

### 最賃制度導入までの経緯

マレーシアの最低賃金制度は、二〇一三年一月一日に実施されることになつていくが、最賃制度の導入までには長い道のりがあつた。MTUCは約一五年前から一貫して最賃の導入を要求してきたが、政府は失業者の増加や企業の倒産といったさまざまな最賃の影響となる懸念材料を言い訳に挙げて拒否してきた。

二〇〇九年になつてMTUCは政府に対して非常に強く要求をした。この要求に耳を傾けないのであれば、選挙で大きな行動に出る用意があると圧力をかけた。その結果二〇一〇年の中ごろに、政府が三者構成による国内賃金評議会（審議会）を導入することになり、最賃制度導入へと発展していった。

### 労組にとって適正水準、使用者にとって高すぎる水準

実施される予定の最賃水準は、首都を含む半島部で月額九〇〇リンギット、島嶼部のサバやサラワク、連邦領ラブアンの地域では八〇〇リンギットとなつている。これは国レベル平均賃金の四九・九％に相当するが、この水準は労組の見解ではある程度妥当な水準と考えている。あまりに高い最低賃金は、逆に失業を招くことになる。また、失業率が高い時期に、とりわけ低熟練層が高失業のときは、最賃を上げるべきではないと考えている。途上国における全国に適用される最賃は、平均賃金の四〇％を下回つても適切であろう。もちろんインフレ率、生産性、雇用情勢などを考えながら水準を決定する必要がある。

だが、使用者側は導入される予定の最賃の水準が高すぎるとしており、既に四五〇〇もの企業が政府に対して最賃制度導入の先送りを要求している。最賃の導入は市場の原理を歪めマイナスの結果を生みかねないことや、特に賃金水準の低い層で失業者が増える可能性があることを指摘している。地方では社会的弱者が影響を受けるとして、国全体としての失業率が高くなるという意見もある。

使用者は最賃制度を歪めて解釈しているからいがある。例えば、ホテル業界の給与は基本給に対してサービス料に基づく給与分、交通費や食費、時間外手当が加算される。基本給は低い水準にあり、サービス料分の給与等で生活が成り立っているのが実情である。使用者の中には手当を最低賃金の中に

含めて計算することによって、法令違反を免れようとする者もいる。

このような行為は労組にとって受け入れられるものではなく、政府に不服として申し立て、今の国会で審議されている。MTUCとしては衣食住、教育、医療費といった基本的に文化的な生活ができるようになりビングウェイジを最低賃金の中に反映させていきたいと考えている。

#### 〔注〕

1 二〇〇三年雇用法一三号の八八条四項

2 労働省令一三号（二〇一二年）

3 KHL:Kebudayaan Hidup Layak

4 共和国法六七二七号など

\*シンポジウムではベトナムからの招聘者による発表もあったが、紙面の制限上、割愛させていただいた。

（国際研究部 北澤謙）

